

# 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（第 14 号様式） 記載の手引

(令和 5 年改正)

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、本都内における主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に 1 部を提出してください。

ただし、本都と他の道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等（外国法人にあつては、地方税法（以下「法」といいます。）の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）が本都内に所在する場合に限り提出してください。

届出をする場合		提出期限
(1)	法人税法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合（同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含みます。）	当該取消しの処分があった日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
(2)	法人税法第 75 条の 2 第 7 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により同法第 75 条の 2 第 7 項の届出書を提出した場合（同条第 11 項第 4 号の規定により同条第 7 項の届出書を提出したものとみなされた場合を含みます。）	当該届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
(3)	法人税法第 75 条の 2 第 11 項第 5 号又は第 6 号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があった場合	当該失効があった日の属する事業年度終了の日から 22 日以内

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中  
 「その延長の処分が取り消された  
 その適用を受けるをやめた となっている  
 その延長の処分が失効した 」

箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消してください。

4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第 72 条の 25 第 3 項（法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）又は第 5 項（法第 72 条の 28 第 2 項並びに第 72 条の 29 第 2 項及び第 6 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。）により確定申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、本都内における主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に 1 部を提出してください。

ただし、本都と他の道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）が本都内に所在する場合に限り提出してください。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中 「法第 72 条の 25 第 3 項 となっている箇所については、  
 法第 72 条の 25 第 5 項」 届出の内容に応じて不要文字を抹消してください。

6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載してください。

区 分	記 載 す る 法 人
1 (1) の場合	当該処分を受けたものとみなされた通算子法人
1 (2) の場合	当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人
1 (3) の場合	当該失効があった通算子法人又は通算子法人であった法人
4 の場合	法第 72 条の 25 第 5 項の規定の適用を受けることをやめようとする法人(通算子法人に限ります。)

7 「支店等所在地」の欄は、本都以外の道府県に所在する支店等（同一道府県に2以上の支店等がある場合には、主たる支店等）の名称及び所在地を記載してください。

なお、この欄に書ききれない場合には、適宜、別紙を作成し添付してください。